

## 香川県条例第32号

香川県自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例

香川県自転車の安全利用に関する条例（平成29年香川県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 自転車損害保険等 <u>道路における自転車の利用に係る交通事故</u>（第4条及び第9条において単に「交通事故」という。）により生じた他人の生命、身体又は財産の被害に係る損害を填補するための保険又は共済をいう。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第3条 自転車の安全利用は、自転車利用者、歩行者及び自動車等の運転者が互いに立場を尊重しながら道路を共用することにより、県民が安全で快適に暮らすことができる地域社会の実現を目指すという基本的認識の下に、県及び市町、県民、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。第5条第1項、<u>第8条第2項及び第14条第2項</u>において同じ。）の関係者、事業者並びに関係団体が相互に連携し、及び協力しながら促進されなければならない。</p> <p>(自転車損害保険等への加入)</p> <p>第12条 自転車利用者は、自転車損害保険等に<u>加入しなければならない</u>。</p> <p>2 保護者は、その監護に係る未成年者が自転車を利用するときは、当該自</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) 道路 法第2条第1項第1号に規定する道路をいう。</p> <p>(7) 自転車損害保険等 自転車の利用に係る交通事故（第4条及び第9条において単に「交通事故」という。）により生じた他人の生命、身体又は財産の被害に係る損害を填補するための保険又は共済をいう。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第3条 自転車の安全利用は、自転車利用者、歩行者及び自動車等の運転者が互いに立場を尊重しながら道路を共用することにより、県民が安全で快適に暮らすことができる地域社会の実現を目指すという基本的認識の下に、県及び市町、県民、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。第5条第1項<u>及び第8条第2項</u>において同じ。）の関係者、事業者並びに関係団体が相互に連携し、及び協力しながら促進されなければならない。</p> <p>(自転車損害保険等への加入)</p> <p>第12条 自転車利用者は、自転車損害保険等に<u>加入するよう努めなければならない</u>。</p> <p>2 保護者は、その監護に係る未成年者が自転車を利用するときは、当該自</p>

転車の利用に係る自転車損害保険等に加入しなければならない。

3 事業活動において従業者に自転車を利用させる者は、当該自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入しなければならない。

4 自転車の貸付けを業とする者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入しなければならない。

5 前各項の規定は、前各項において自転車損害保険等の加入が義務付けられた者以外の者により当該自転車の利用に係る自転車損害保険等の加入の措置が講じられているときは、適用しない。

(自転車損害保険等への加入の確認等)

第13条 略

2 事業者は、その従業者のうちに、通常の通勤の方法として自転車を利用する者がいるときは、当該従業者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。

3 前2項の規定による確認により加入していることが確認されなかったときは、自転車の販売を業とする者は当該自転車を購入した者に対し、事業者は当該従業者に対し、それぞれ自転車損害保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

4 自転車の貸付けを業とする者は、業として自転車を貸し付けるときは、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害保険等の内容に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(自転車損害保険等に係る情報提供等)

第14条 略

2 学校は、自転車を利用する児童、生徒又は学生及びその保護者に対し、自転車損害保険等に係る情報を提供するよう努めるものとする。

転車の利用に係る自転車損害保険等に加入するよう努めなければならない。

3 事業活動において従業者に自転車を利用させる者は、当該自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入するよう努めなければならない。

(自転車損害保険等への加入の確認等)

第13条 自転車の販売を業とする者は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入した者に対し、自転車損害保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。

2 自転車の販売を業とする者は、前項の規定による確認により加入していることが確認されなかったときは、当該自転車を購入した者に対し、自転車損害保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(自転車損害保険等に係る情報提供等)

第14条 略

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。